

学校感染症一覧 (H28)

徳島県立阿波高等学校 環境・厚生課

一覧表にあげた病気は、学校保健安全法施行規則第18条により学校感染症といわれ、「出席停止」扱いとなり、欠席にはなりません。医師の許可があるまで家庭で安静にしてください。治って登校したら、学校で用意している様式「出席停止措置願」を提出してください。

○第1種学校感染症・・・治癒するまで出席停止

エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・重症急性呼吸器症候群（SARS）・痘そう・南米出血熱・ペスト・マールブルグ病・ラッサ熱・急性灰白髄炎（ポリオ）・ジフテリア・特定鳥インフルエンザ（H5N11）・中東呼吸器感染症候群・その他の指定感染症及び新感染症

○第2種学校感染症

病名	主な症状	感染経路	潜伏期間	出席停止期間
インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	高熱（39～40℃）・全身倦怠（だるさ）・鼻汁・咳・咽頭痛	飛沫接触	平均2日（1～4日）	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日経過するまで
百日咳	喉の発赤・コンコンという連続・発作性の咳	飛沫接触	7～10日	特有の咳が消失するまで、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
麻疹（はしか）	発熱・咳・くしゃみ・特有の発疹・コプリック斑	空気飛沫	8～12日	解熱した後3日と経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の腫れ・発熱・嚙下困難	飛沫接触	16～18日	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが出た後5日を経過し、かつ全身の状態が良好になるまで
風疹（3日はしか）	ピンク色の発疹・発熱・リンパ節腫張	飛沫接触	16～18日	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	発疹・かゆみ・痛み・発熱	空気飛沫	14～16日	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱・咽頭炎・喉の痛み・結膜炎	飛沫接触 結膜	2～14日	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	咳・微熱・疲れやすい	空気飛沫接触 経口 経胎盤	2年以内（特に6か月以内）	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	頭痛・発熱・髄膜刺激症状	飛沫接触	2～10日（平均4日）	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで

○第3種学校感染症・・・症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・その他の感染症

（注）その他の感染症・・・ウイルス性・感染性胃腸炎等は、必ずしも出席停止扱いとは限らず、各地域・学校における発生状況・流行の態様等を考慮し、出席停止かどうか決定されます。ウイルス性・感染性胃腸炎にかかった時は、その都度申し出てください。

「学校において予防すべき感染症の解説」文部科学省 より